

第 24 回香川県サッカー選手権大会
(天皇杯 JFA 第 99 回全日本サッカー選手権大会香川県代表決定戦)
決勝戦にご来場いただくファン・サポーターのみなさまへ

(一社) 香川県サッカー協会

両チームのファン・サポーターのみなさまに安全で快適にご観戦いただくため、ご協力くださいますようお願いいたします。

■会場 香川県総合運動公園

香川県営サッカー・ラグビー場

■試合 ※入場無料

カマタマーレ讃岐 VS 四国学院大学サッカー部

■開場

11:00 (予定)

入場待ちの待機列シート貼りは禁止

■試合開始

13:00 (予定)

■ご来場に際して

大変混雑が予想されます。時間には余裕を持ってお早めにご来場ください。

お車でご来場の際には、野球場側の入口をご利用ください。サッカー場側の橋は生活道路のため、サッカー場側からのご来場はお控えください。できるだけさぬき浜街道からお越しください。



■ 駐車場について

10:00 利用開始（予定）

大勢の方がご来場されます。駐車場には限りがありますので、ご来場の際にはなるべく乗り合わせのうえご来場いただくか、公共交通機関をご利用ください。**近隣への路上駐車は絶対にしないようお願いいたします。発見次第警察に通報します。**



○ サポーター・来場者駐車場：第一駐車場・五色台広場・多目的広場

□ ※第二駐車場は関係者駐車場となります（一般の方は駐車できません）

■ ベンチ位置について

カマタマーレ讃岐 北側ベンチ

四国学院大学サッカー部 南側ベンチ

■ スタジアム内への持ち込み禁止物

- (1) ビン、缶、701ml を超えるペットボトル（水筒の持ち込みは可能です。）
- (2) ガスホーン、レーザーペン、ホイッスル、ブブゼラ等、競技の進行を妨害するおそれのあるもの
- (3) 発煙筒、爆竹、花火、その他の危険物またはそれに類するもの
- (4) 紙吹雪、紙テープ、風船

■ 横断幕・楽器などの事前搬入

事前搬入は行いません。

■横断幕掲出可能エリア

○メインスタンドはすべての場所において掲出不可とします。

○バックスタンド

スタンド前部のフェンスに吊り下げてください。下部を押さえるウェイト等はありません。

中央部の大会横断幕の左右 5mは取付禁止です。

テープ類の使用は禁止です。

○サイドスタンド（ゴール裏スタンド）

スタンド前部のフェンスに吊り下げてください。下部を押さえるウェイト等はありません。

テープ類の使用は禁止です。

■ビッグフラッグについて

座席等に拵げたままの状態にすることは禁止です。

■大旗について

サイドスタンド（ゴール裏スタンド）最前列のみ使用可能とします。但し、周囲の観客には十分ご注意ください。

■禁止行為・遵守事項・入場の拒否等

禁止行為

- (1) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
- (2) ビン、缶、701ml を超えるペットボトル、ガスホーン又は投てきを目的とすると思われるその他の物品を持ち込むこと。
- (3) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
- (4) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (5) 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を持ち込むこと、又は飛行させること。（施設外からの操作を含む）
- (6) 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。
- (7) 動物の類（盲導犬・聴導犬を除く）を持ち込むこと。
- (8) 政治・思想・宗教・軍事的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
- (9) 酩酊し、又は他者（審判、参加選手、役員、警備員等を含む。）を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。
- (10) 他人の名誉を棄損毀損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ちこみ、又は行為すること。
- (11) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。
- (12) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (13) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
- (14) 面会を強要し又は居座ること。
- (15) 通行の妨害となる行為をすること。
- (16) 所定の場所以外で喫煙をすること。
- (17) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。
- (18) 勧誘、演説、集会、街宣、布教等の行為をすること。

- (19) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (20) 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品（連想させるものを含む。）を持ち込み、表示し、又は設置すること。
- (21) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
- (22) テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
- (23) 試合の運営又は進行を妨害し、他人（審判、参加チーム、サポーターその他一切を含む）に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備員が認める行為をすること。

遵守事項

- (1) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
- (2) 事件・事故が発生し、又は発生することが予想される場合は、警備員又は治安当局の指示、案内、誘導に従うこと。

入場の拒否等

- (1) 運営・安全責任者は、禁止行為又は遵守事項の規定に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとることができる。